

業績勘案率（案）について

独立行政法人国立高等専門学校機構の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

○独立行政法人国立高等専門学校機構

理事 ■■■■■ 業績勘案率は 1. 0 とする。

注：上記については、「独立行政法人国立高等専門学校機構における■■■前理事の業績勘案率について」（平成 17 年 5 月 31 日文部科学省独立行政法人評価委員会国立高等専門学校機構部会決定）等に基づき、業績勘案率を 1. 0 とするものである。

## 独立行政法人国立高等専門学校機構における■前理事の業績勘案率について

平成 1 7 年 5 月 3 1 日  
文部科学省独立行政法人評価委員会  
高等教育分科会国立高等専門学校機構部会

独立行政法人国立高等専門学校機構における■前理事の業績勘案率については、「独立行政法人国立高等専門学校機構における業績勘案率の基準について」（平成17年3月14日文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会国立校高等専門学校機構部会決定）に基づき、以下のとおりとする。

### 1. 業績勘案率が適用となる在任期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日

### 2. 「機関実績勘案率 $\alpha$ 」について

平成17年度は中期目標及び中期計画の初年度であることから、機関実績勘案率については、1.0とする。

### 3. 「個人業績勘案率 $\beta$ 」について

個人業績勘案率については、（参考）「個人業績勘案率の算出について」に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長が行った評定を参考としつつ、当部会において評価を行った結果、1.1とする。（別添1及び別添2参照。）

### 4. 「業績勘案率 $\varepsilon$ 」の算出

上記、「機関実績勘案率 $\alpha$ 」=1.0、「個人業績勘案率 $\beta$ 」=1.1から、基礎業績勘案率 $\varepsilon'$  =  $0.75 \times 1.0 + 0.25 \times 1.1 = 1.0$ となる。

なお、■前理事の在職期間中には、①役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映、②目的積立金の積み立ては無かった。

以上のことから、同氏に対する業績勘案率 $\varepsilon$ については1.0とする。

(別添1)

## ■ 前理事の個人業績勘案率算出調書

氏 名	役員在職期間
XXXXXXXXXX	平成16年 4月 1日 理事就任 平成17年 3月 31日 理事退任

評価期間	平成16年4月1日 ~ 平成17年3月31日(在職期間 1年)
------	---------------------------------

### 評 定

#### 1. 業績目標達成に向けてのリーダーシップ

区 分	理事長による評定結果					計	部会決定
	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.5
評価項目2				1.5		1.5	1.0
評価項目3			1.0			1.0	1.0
評価項目4			1.0			1.0	1.0
合 計						4.5	4.5
平均点(a)						1.12	1.12

#### 2. 業務マネジメント

区 分	理事長による評定結果					計	部会決定
	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2			1.0			1.0	1.0
評価項目3			1.0			1.0	1.0
評価項目4			1.0			1.0	1.0
評価項目5			1.0			1.0	1.0
評価項目6			1.0			1.0	1.0
評価項目7				1.5		1.5	1.5
合 計						7.5	7.5
平均点(b)						1.07	1.07

#### 3. 組織・人事マネジメント

区 分	理事長による評定結果					計	部会決定
	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2				1.5		1.5	1.0
合 計						2.5	2.0
平均点(c)						1.25	1.0

個人業績勘案率の算出

(第1グループ平均点(a)+第2グループ平均点(b)+第3グループ平均点(c)) ÷ グループ数(3)=個人業績勘案率)

国立高等専門学校機構算出

$$(1.12 + 1.07 + 1.25) \div 3 = 1.1$$

国立高等専門学校機構部会算出

$$(1.12 + 1.07 + 1.0) \div 3 = 1.1$$

## 個人業績調書

注) [ ] は、文部科学省独立行政法人評価委員会国立高等専門学校機構部会における意見である。

### 1 業務目標達成に向けてのリーダーシップ

同人は、当機構において中期目標を確実に達成するため、安全衛生管理委員会、知的財産委員会及び産学連携・地域連携委員会の委員長として、迅速な情報収集と的確な指示を行った。

また、中期計画、年度計画等の重要事項については、適宜会議を開催し、的確な指示を行うとともに、中期目標達成に向けてのリーダーシップを遺憾なく発揮した。

#### その1 (担当部門の業績目標の設定) : レベル2

当機構の中期目標に対応した中期計画を達成するため、安全衛生管理委員会、知的財産委員会及び産学連携・地域連携委員会の委員長として、それぞれ安全衛生管理体制の充実、知的財産の資産化に向けた体制整備、産業界・地域との連携の推進等に関する達成すべき目標を的確に設定した。

#### ○国立高等専門学校機構部会としての評価の考え方

レベル2は「目標の各項目について達成すべき目標値を設定した」という水準を設定している。

■前理事は、自らが委員長を務める知的財産委員会において、積極的に文部科学省委託事業「大学知的財産本部整備事業」21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラムへの採択という目標を定めた。本プログラムの採択は国立高等専門学校機構として初めての挑戦であり、結果的に獲得した委託金は少額であったが、「目標設定に際し、担当部門にとって挑戦的な目標値を設定した」と認められることからレベル3と評価する。

#### その2 (担当部門の業務目標の達成のための経営資源の調達) : レベル3

当機構の中期目標に対応した中期計画を達成するために同人が委員長を務める前述の委員会における必要な予算の確保について、適宜適切な指示を行った。

特に、文部科学省委託事業「大学知的財産本部整備事業」21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラムに積極的に応募して委託金200万円を獲得し、その資金を知的財産委員会における知的財産の取扱いを検討するための費用に充当することができた。

#### ○国立高等専門学校機構部会としての評価の考え方

レベル3は、「左記(レベル2: 必要な経営資源の調達方法を明確にした。)に基

づき、自ら主体的に経営資源の調達活動にリーダーシップを発揮した。」という水準を設定している。

本件調書によれば、前理事が委員長を務める委員会が委託金を獲得したとはいえ少額であることから、レベル2と評価する。

### その3（担当部門の業績目標の管理職層への目標展開）：レベル2

当機構の中期目標に対応した中期計画を達成するために設定した目標を関係職員に示すとともに、同人が委員長を務める前述の委員会において当該目標ごとに担当を定めるなど、事業実施に当たり明確な指示を行った。

### その4（担当部門の業績目標達成のための課題設定）：レベル2

当機構の中期目標に対応した中期計画を達成するための事業の実施に当たっては、適宜委員会を開催してその進行状況の報告を受けるなど、常に状況把握に努め、個々の事業に応じた適切な指示を与えて事業を推進した。

## 2 業務マネジメント

同人は、各担当委員会等において業務マネジメント能力を遺憾なく発揮し、中期計画及び年度計画の実現に向けた事業を遂行した。

### その1（事務遂行上の情報の共有）：レベル2

同人が役員として出席する当機構の役員会及び当機構の将来構想等を審議する企画委員会等における審議事項について、業務の遂行上必要な事項については、関係職員に対して積極的に情報提供を行い、情報の共有化を図った。

また、同人が委員長を務める前述の委員会においては、その審議事項等について所属委員を通じて各地区の国立高等専門学校へ情報提供を行うなど、積極的に情報の共有化を図った。

### その2（業務運営と役割分担）：レベル2

当機構の中期目標に対応した中期計画を達成するため、自らが委員長となって委員会をリードし、各委員会における重要事項については自らが担当し、他の事項については所属委員の中から適任の人材に担当させるなどの役割分担を行い、責任の所在を明確にして事業を進めた。

### その3（財務情報の理解と適切な指示）：レベル2

独立行政法人の予算の仕組みを十分理解し、かつ、当機構の平成16年度の予算の状況等について把握したうえで、同人が委員長を務める前述の委員会において必要な予算の確保に関する適切な指示を行った。

#### その4（業務マネジメントの組織内での徹底）：レベル2

同人が委員長を務める前述の委員会の事業の実施に当たっては、各国立高専が個々の学校運営の際の指針となる基本方針の策定、マニュアルの作成を行う等、中期目標における「業務運営の効率化に関する事項」で示された、55の国立高専が1つの法人にまとめられたことに伴うスケールメリットを十分生かすことを念頭に置いた目標が設定され、所属委員、関係職員にその趣旨を徹底した。

#### その5（コンプライアンス〔法令遵守〕）：レベル2

当機構の中期目標に対応した中期計画を達成するための事業を適切に実施するため、労働安全衛生法、特許法等の関係法令等を十分把握し、法令に抵触する等の問題がないか、常に関係委員及び職員へ注意を促し、適切な指示を行った。なお、この対応により、これまで問題は起きていない。

#### その6（危機管理〔予防安全〕）：レベル2

同人が委員長を務める各委員会の事業実施に当たっては、想定される問題回避のための関係委員及び職員へ注意喚起していたが、特に、知的財産の取扱いについては、産学連携のための利益等と学校における職責が衝突する利益相反・責務相反や守秘義務等の問題が内在しており、これらの問題を理解するため弁理士の講演会を開催するなど、具体的な対応を指示し、実行している。

#### その7（危機管理〔事後処理〕）：レベル3

第3回全国高専テクノフォーラムは平成17年度に関東信越地区において実施する予定であったが、長岡高専が新潟県中越地震で甚大な被害を受けたため、第3回テクノフォーラムの開催が関東信越地区で不可能となってしまった。このような事態に対し、産学連携・地域連携委員会委員長として、すみやかに他の地区での実施を検討・推進し、この結果第3回全国高専テクノフォーラムは予定どおり平成17年度に東海北陸地区で開催できることとなった。

#### ○国立高等専門学校機構部会としての評価の考え方

レベル3は、「自ら陣頭指揮を執って対処したが、対処策からその後の教訓抽出までは行わなかった。」という水準を設定している。

本件調書による、全国高専テクノフォーラムの代替地における開催については、当然の措置と考えられることから、レベル3として評価するものではないが、長岡高専が新潟県中越地震で甚大な被害を受けた際に、前理事は、自ら先頭に立って周辺の高専からの応援体制を整備したと認められることからレベル3と評価する。

### 3 組織・人事マネジメント

### その1（役員会または理事会における活動）：レベル2

業績勘案適用期間中に開催された当機構の役員会，同人が委員長を務める前述の委員会及び同人が委員として参画している企画委員会等において，当該委員会等の審議事項に対して，自らの企業における経験，大学での経験，高専校長としての経験を踏まえて意見を述べるなど，積極的に運営に参画してきたところである。

### その2（後任者の育成）：レベル3

同人が担当する知的財産委員会及び産学連携・地域連携委員会においては，知的財産や産学連携等に深い見識を持たれている■■■■理事を両委員会の委員及び委員長代理として指名することにより，両委員会の適切な運営に努めた。

このたびの，両委員会における同人の後任選考においても，委員長代理を務めた■■■■理事が後任の委員長を務めることから，事業に支障なく委員会が運営されているところである。

また，安全衛生管理委員会においても，後任の役員への引き継ぎ事項の取り纏めを適切に行うとともに，担当職員へ業務運営に支障が生じないような確かな指示を行った。これにより，現在，後任者は円滑に業務を遂行している。

#### ○国立高等専門学校機構部会としての評価の考え方

レベル3は自らの後任者について、長所及び短所を明確にし、後任を務める際の参考情報とさせた。」という水準を設定している。

本件調書によれば、■■前理事においては、自らの後任者として、他の委員会の委員長を務め経験豊富な■■■■理事を指名したものの、長所及び短所を明確にしたとまでは言えないことから、レベル2と評価する。（レベル2：自らの後任者について、適性や能力を評価し、育成・選抜を行った。）

以上により、別紙のとおり個人業績勘案率の評定を行うものである。

(参考)

## 個人業績勘案率の算出について

平成17年5月27日  
独立行政法人国立高等専門学校機構

役員退職の際に、法人の長が当該役員の任期中の個人的な業績に関し、評価を実施するに当たっては、下記により取り扱うものとする。

### 記

理事長が行う評価は、各評価項目ごとに0.0～2.0の5段階で評定点を付し、評価項目のグループごとにこれらの評定点の平均点を算出するものとする。

算出された平均点の合計を評価項目のグループ数で除して、個人業績勘案率を算出する（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

（別紙「個人業績勘案率算出調書」に基づき算出し、評価根拠は「個人業績調書」による。）

$$\frac{(\text{第1グループ平均点} + \text{第2グループ平均点} + \text{第3グループ平均点} + \text{第4グループ平均点})}{\text{グループ数}} = \text{個人業績勘案率}$$

○評価項目（「独立行政法人国立高等専門学校機構における業績勘案率の基準について」別添2「個人的な業績評価の観点」参照）

区分	評価項目
理事長	第1グループ評価項目（業績目標達成に向けてのリーダーシップ）
	第2グループ評価項目（業務マネジメント）
	第3グループ評価項目（組織・人事マネジメント）
	第4グループ評価項目（対外インパクト）
理事	第1グループ評価項目（業績目標達成のためのリーダーシップ）
	第2グループ評価項目（業務マネジメント）
	第3グループ評価項目（組織・人事マネジメント）
監事	第1グループ評価項目（監査方針設定と組織化活動）

独立行政法人国立高等専門学校機構における  
業績勘案率の基準について

平成17年3月14日  
文部科学省独立行政法人評価委員会  
高等教育分科会国立高等専門学校機構部会

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という。）の役員の退職金の算定に必要な業績勘案率については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」及び「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定）」を踏まえた「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）」（以下、「基本的考え方」という。）に基づくほか、以下のとおりとする。

1. 機関実績勘案率 $\alpha$ の算出

機関実績勘案率 $\alpha$ は、当該役員が在職した期間に係る各年度の機構の業務実績評価（以下「年度業務実績評価」という。）に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求める。（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

各年度の機関実績勘案率は、「年度業務実績評価」における項目別評価の結果を、当該役員の職責に応じてウェイト付けし、別添1の換算表に基づき0.0～2.0の間で算出するものとする。

なお、役員が退職した日の属する「年度業務実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。ただし、当該年度が中期目標及び中期計画の初年度である場合には、当該中期目標及び中期計画に係る評価が存在しないため、当該年度の機関実績勘案率は1.0とする。

また年度の途中で、役員の担当が変わった場合には、それぞれの担当に対応した期間に基づく比率を乗ずるものとする。

$$\alpha = \frac{(\alpha_1 \times \text{初年度在職月数} + \alpha_2 \times 12 \text{月} + \dots + \alpha_n \times n \text{年度在職月数})}{\text{全在職月数}}$$

2. 個人業績勘案率 $\beta$ の算出

当該役員の任期中の個人的な業績に関し、別添2を基に、予め機構の理事長が行った評定（当該役員が理事長である場合は、理事全員が協議により行った評定）を参考にしつつ、当部会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 $\beta$ を0.0～2.0の間で決定する。

3. 「業績勘案率 $\varepsilon$ 」の算出

「機関実績勘案率 $\alpha$ 」と「個人業績勘案率 $\beta$ 」との配分率 $x$ 、 $y$ を乗じ、「基礎業績勘案率 $\varepsilon'$ 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x > 0, 1 > y > 0)$$

{	$\varepsilon'$	: 基礎業績勘案率
	$\alpha$	: 機関実績勘案率
	$\beta$	: 個人業績勘案率
	$x$	: 機関実績勘案率の配分率
	$y$	: 個人業績勘案率の配分率

- ・ 機構における機関業績勘案率  $\alpha$  と個人業績勘案率  $\beta$  の配分率  $x$ 、 $y$  については、「基本的考え方」の注<sup>1</sup>に基づき、 $x = 0.75$ 、 $y = 0.25$ とする。
- ・ 当部会は、上記により算出された  $\varepsilon'$  に基づき、以下の点を勘案して、当該役員の業績勘案率  $\varepsilon$  を決定する。
  - ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況
  - ② 目的積立金の積立状況（ $\varepsilon$  が 1.5 を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。）